

会 務 月 報

第363号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成25年3月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成25年3月28日(木) 11:00～11:55

2. 会 場 八重洲富士屋ホテル3階「紅葉の間」

3. 常任理事会構成者数及び出席者数

常任理事会構成者数 14名

出席者数 14名

4. 出席者の氏名

出 席 者

会 長 三栖邦博

副 会 長 八島英孝、山下卓治、上野浩也、大内達史、
田端 隆、西村 武

専務理事 高津充良

常任理事 朝岡市郎、泉谷良宏、後藤明夫、田畑光三、
富岡 学、宮原克平

事 務 局 北野芳男参与、恩田利昭事務局長、戸谷泰子広
報・渉外担当課長、鈴木雅之業務課長、前田敏
明総務課長

5. 議事録署名人

三栖邦博会長、八島英孝副会長、富岡 学常任理事

6. 議事進行役

八島英孝副会長

7. 議 事

(1) 協議事項

1) 第60回通常総会等の運営について

事務局より、第118回建築士事務所協会全国会長会議及び

第60回通常総会の議事の運営について資料1によって説明

がなされ、各会議の担当者が次第のとおり進行することを確認した。

(2) 報告事項

1) (仮称) 建築士事務所法のその後の状況について

会長及び専務理事より、(仮称) 建築士事務所法の3月7日の理事会報告以後の状況について、資料2によって次の趣旨の概要報告がなされた。

① 3月8日に全国建設労働組合総連合(全建総連)に対しパ

ワーポイント資料及び新聞記事等を基に、(仮称) 建築士事務所法の概要説明を行ったところ、全建総連からは、主に次の意見が出された。

- ・大工が受注し、確認手続きのために設計事務所に依頼するが施主には工事が始まる前の設計行為は認識しづらい。
- ・代願業務は、責任の所在がはっきりしないので問題である。設計事務所は、大工から設計料をもらっている。
- ・全建総連での代願業務の発注数は把握していないが、ホームビルダーが相当数依頼しているのではないかと。
- ・瑕疵担保履行法が施行されたので、施工と設計は責任分担した方がよい。
- ・日事連からの説明については、別の担当部局とも検討し、今後継続的に意見交換をしたい。

② 3月26日に日本建築士会連合会(士会連)及びJIAと日

事連の3会で意見交換会を開催し、今後、具体的な事項について順次検討することとし、第1回では無登録業務の禁止について議論することとなった。士会連の「建築士の使用」には外部委任も含まれるのではないかと主張に対して、日事連では、建築士法第23条の「建築士を使用して」の解釈は、雇用あるいはそれに準ずるもので、再委託先の建築士までは含まれないと考えている。また、国交省の窓口での運用も同様であると説明した。士会連から、「使用する者」を「使用または委託する者」と規定を変えればはっきりする。「使用する」の法的意味を確認するため、タイミングをみて国交省に照会したいとの意見が出された。JIAからも、三会で国交省に公的な見解を聞いた上で運動していっていいので

はないかとの意見が出された。

無登録の場合のトラブル事例について、士会連から工事請負契約のなかに設計料を含めて契約をした場合、設計を請け負っていると考えられるので、事務所登録をしていなければ違法ではないかとの質問がなされたが、日事連から、現行では再委託は違法ではないが、無登録のため、依頼者に重要事項説明がなされない、書面の交付がなされないなどの問題があるとの説明があった。事務所登録をしないで無資格者が業をして、建築士に委託して行うことは望ましくないとの意見が士会連からあった。この他に多様な設計業態について意見交換を行った。

今回は、5月2日に「契約」について意見交換を行う予定である。

2) 耐震改修促進法の改正案について

専務理事より、耐震改修促進法の改正案について、資料3によって次の趣旨の概要報告がなされた。

この改正案は、大規模な地震の発生に備えて、建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付け、耐震改修計画の認定基準の緩和等の措置を講ずるものであり、3月8日に閣議決定がなされた。

改正の概要は以下のとおりである。

- ①不特定かつ多数の者が利用する大規模な建築物等に対する耐震診断の義務付け
- ②耐震診断及び耐震改修の努力義務の対象となる建築物の範囲の拡大
- ③耐震改修計画の認定基準の緩和による増築及び改築の範囲の拡大並びに認定に係る建築物の容積率及び建ぺい率の特例措置の創設
- ④建築物の地震に対する安全性に係る認定制度の創設
- ⑤区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定制度の創設

3) 有限会社日事連サービスの出資及びブロック選出の役員候補者の推薦手順について

参与より、(有)日事連サービスの出資者の変更、現出資者への出資金の返金及びブロック選出の役員候補者の推薦について、資料4によって次の趣旨の概要報告がなされた。

①新出資者の変更と出資時期

- i. 新出資者は日事連及び46単位会。平成25年6月開催予定の株主総会までに、新法人に移行できない単位会分の株式については、暫定的に(有)日事連サービスが保有する。
- ii. (有)日事連サービスより、日事連及び単位会に対して、4月15日までに出資の依頼をする。
- iii. 各単位会は、株主総会開催日の前日までに(有)日事連サービスに出資金を送金する。

②現出資者への出資金の返還等

現在の株主への出資金の返還は、株主総会終了後速やかに行う。また、ブロック推薦の株主への返還手続き事務は、ブロックに対して行う。

③ブロック選出の役員（取締役）候補者の推薦について

- i. ブロックが選出する3名の役員（取締役）候補者の選出方法は、3つのブロック連合（北海道東北ブロック及び関東甲信越ブロック、東海北陸ブロック及び近畿ブロック、中四国ブロック及び九州・沖縄ブロック）から各1名を選出し、日事連宛てに推薦してもらう。なお、ブロックが選出する役員候補者は、原則として単位会会長とし、日事連の現役員及び日事連役員退任後3年未満の者は対象外となる。
- ii. 新役員の任期は2年であるが、日事連役員の改選時期に合わせるため、初年度に限り1年とする。

4) 会員・構成員異動報告

平成25年2月末の会員及び構成員数等を次の通り報告した。単位会別構成員数等は資料5のとおり。

平成25年2月28日現在 正会員46団体

構成員15,036事務所、賛助会員3社

5) 後援名義等使用の催物及び経過報告について、事務局よりそれぞれ資料6及び資料7により報告がなされた。

＜配付資料＞

資料1：第60回通常総会（平成25年度予算総会）、第118回建築士事務所協会全国会長会議運営次第

資料2：（仮称）建築士事務所法のその後の状況について

資料3：建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案について

資料4：有限会社日事連サービスの出資及びブロック選出の役員候補者の推薦手順

資料5：会員・構成員異動報告書

資料6：後援・協賛名義使用の件

資料7：経過報告

■第118回建築士事務所協会全国会長会議議事概要

1. 日 時 平成25年3月28日（木）13：30～15：10

2. 場 所 八重洲富士屋ホテル「桜の間」

3. 会議の構成者数及び出席者数

構成者数 正会員会長46名

出席者数 正会員会長46名

（内、表決委任状提出：岡山会・表決委任を受けた者の
氏名 藤原邦彦）

4. 出 席 者

名誉会長 小川 圭一

役 員

会 長 三栖 邦博

副 会 長 八島 英孝 山下 卓治 上野 浩也

大内 達史 田端 隆 西村 武

専務理事 高津 充良

常任理事 朝岡 市郎 泉谷 良宏 後藤 明夫

田畑 光三 富岡 学 宮原 克平

理 事 上原 伸一 佐々木宏幸 新沼 義雄

水谷 達郎 森野 美徳 横須賀満夫

監 事 栗原 憲昭 林 陽郎

正 会 員

北海道 西村 武 青 森 野呂 敏秋

岩 手 新沼 義雄 宮 城 栗原 憲昭

秋 田 渡邊 淳悦 山 形 伊藤 剛

福 島 田畑 光三 茨 城 横須賀満夫

栃 木 佐々木宏幸 群 馬 山田 美光

埼 玉 宮原 克平 千 葉 荻原 幸雄

東 京 大内 達史 神奈川 上原 伸一

新 潟 中村 優晴 長 野 池田 修平

山 梨 進藤 哲雄 富 山 堂田 重明

石 川 桜井 紘一 福 井 櫻川 幸夫

静 岡 立道 幸男 愛 知 朝岡 市郎

三 重 田端 隆 滋 賀 伊藤 定雄

京 都 上野 浩也 大 阪 佐野 吉彦

兵 庫 山本康一郎 奈 良 泉谷 良宏

和歌山 小川 浩 鳥 取 山下 卓治

島 根 矢野 敏明 岡 山 藤原 邦彦

広 島 村田 正文 山 口 香月 直樹

徳 島 西田 功 香 川 富岡 学

愛 媛 佐々木世希 高 知 西森 敬祐

福 岡 八島 英孝 佐 賀 養原 利美

長 崎 池田 賢一 熊 本 福島 正継

大 分 中野 満 宮 崎 後藤 明夫

鹿児島 林 陽郎 沖 縄 仲元 典允

事 務 局

参与 北野 芳男、事務局長 恩田 利昭、調査役 吉田 茂、

総務課長 前田 敏明

5. 議長・副議長

議 長 山下 卓治（鳥取会会長）

副議長 上野 浩也（京都会会長）

6. 議事録署名人

山下 卓治（議長）、三栖 邦博（日事連会長）、

大内 達史（東京会会長）

7. 挨拶

三栖邦博会長より、新年度からは一般社団法人へ移行し、新たなスタートを切るが、引き続き財政が厳しい状況にあり、財政安定化の方策については昨年より財政検討特別委員会で検討を行っている。また、会員増強については、いかに実現していくかを重要課題としている。日事連だけでなくブロックや各単位会が連携し、情報交換しながら力を一つにして頑張りたい等の挨拶があった。

8. 議 事

(1) 報告事項1. 単位会会員に対する業務の適正な執行についての注意喚起の徹底等について

三栖邦博日事連会長、高津充良専務理事より、資料1に基づき次の説明がなされた。

国土交通省では建築士法の規定に基づき、1級建築士の懲戒処分を行い、この処分を踏まえ、都道府県知事は建築士事務所の開設者に対して事務所の閉鎖等の監督処分を行っている。2級建築士等に対する懲戒処分は都道府県知事が同様の処分を行っている。構造計算書偽装事件に伴う関連法令の改正後は、1級建築士に対する懲戒処分の件数が急増し、平成23年度に30件、平成24年度(途中段階)は66件と増加している。処分事由も建築基準に適合しない違反設計だけでなく、工事監理不十分、建築士事務所の管理不適切(重要事項説明違反や書面交付違反、事務所の帳簿不作成、不保存、法定講習の未修了等)など多岐にわたっている。建築士の処分件数の増大は、建築士や建築士事務所に対する消費者の信頼を損ねるものである。本会では、建築設計監理業の確立と適正化、消費者の保護を図るため、(仮称)建築士事務所法の制定を提案し、その中で自律的監督体制の確立を要望している。このような状況の中で、これまでの建築士の処分事例を今一度確認し、不適正事案の再発防止と必要なコンプライアンスの徹底等に会をあげて取り組む必要があると考え、処分事例等からみた建築士事務所として注意すべき事項と、単位会が取り組むべき対応をまとめた。単位会会員事務所に対する注意喚起等必要な対応、会員事務所の業務の適正化の推進及び消費者の信頼性確保に努める旨の注意喚

起の徹底の依頼文書を3月6日に単位会へ送付した。単位会においては会員に対し業務の適正な執行を徹底してほしい。

(2) 報告事項2. 社会資本整備審議会の審議について

高津充良専務理事より、資料2に基づき次の説明がなされた。建築基準制度について、具体的な制度の見直しのあり方を国土交通大臣から社会資本整備審議会に対し諮問。当面は以下の3項目の調査審議のため建築基準制度部会が設置された。

①木造関連基準等のあり方

②構造計算適合性判定制度等の確認検査制度のあり方

③建築物の耐震改修の促進に関する法律など関連規制等のあり方

主な経過は、以下のとおり。

建築基準制度部会は10月25日開催以後4回の部会が開催され、2月12日の部会では3つ目のテーマに関し、「住宅・建築物の耐震化方策のあり方について(第1次報告)」がとりまとめられた。今回のとりまとめは、耐震診断の義務化の拡大や義務化の対象となる建築物の耐震診断は建築士でかつ必要な講習を受講した者となること、耐震診断や耐震改修設計の業務報酬基準の検討等の他、地方公共団体に置かれる相談窓口には建築関係団体との連携が求められるなど、本会にも大きな関わりがあるので今後十分な留意が必要である。特に、日本建築防災協会が追加講習等を計画しており、日事連も連携して進めたいと申し入れているところである。なお、この報告を基に耐震改修促進法の改正案が3月8日に閣議決定され、少なくとも6月の通常国会までには成立される予定である。3月18日の第5回建築基準制度部会では残る2つのテーマである木造関連基準と確認検査制度のあり方について議論された。建築基準制度部会の配布資料は国交省のホームページに掲載されている。

(3) 報告事項3. (仮称) 建築士事務所法に関する取組状況について

三栖邦博日事連会長及び高津充良専務理事より、資料3に基づき次の説明がなされた。

「(仮称) 建築士事務所法」の提言については、12月10日に説明用DVDを作成して単位会へ送付し、2月25日に単

位会の取組状況、意見、トラブル等の事例の収集を目的に単位会へアンケート調査を依頼した。

他団体等への働きかけについては、昨年に引き続き2月25日に士会連合会と協議を行った。建築士会は、建築士法の改正で考えるべきとの立場であり、日事連の提案について一部は理解しつつも、士会の要望提案事項も示された。また、1月9日に日弁連の委員会部会と、3月8日に全建総連と意見交換を行った。3月26日には三会勉強会（日事連、士会連、JIA）を行った。今後さらに継続的に具体的な内容について意見交換を行っていくこととしている。国会議員等との意見交換は、2月20日に自民党建築設計議員連盟の総会が3年半ぶりに開かれ、日事連からの建築士事務所法の要望を受け、今後勉強会が設けられる予定である。

これに対し千葉会から、2つの法定団体である一方の建築士会の理解を得られないと、新法制定の実現は難しい。建築士会と協議を重ね、日事連の考えを理解してもらうことが重要であり、建築士会の意見も取り入れながら、検討してほしいとの意見が出された。

（4）報告事項4．第37回建築士事務所全国大会（三重大会）実施要項について

田端隆全国大会運営特別委員長より、資料4に基づき次の説明がなされた。

大会テーマを「建築の原点 文化・魂と技の継承」として8月9日に三重県営サンアリーナを会場として開催する。大会行事はパネルディスカッション、記念講演、大会式典、日事連建築賞展示、記念パーティ等を行う。記念講演は「建築の原点・祈りと歓び」を演題とし、講演者は栗生明氏（㈱栗生総合計画事務所主宰）を予定している。また、大会参加費は4,000円、記念パーティ参加費は12,000円とし、収支予算額計は4,880万円である。

（5）報告事項5．管理建築士講習に係る平成25年度以降の経費配分の合意内容について

朝岡市郎教育・情報委員長より、資料5に基づき次の説明がなされた。

管理建築士講習に係る平成25年度以降の経費配分の見直しは、平成24年3月7日に（財）建築技術教育普及センターと合意した基本合意書の考え方に沿った内容である。平成25年度以降の経費配分の1名あたりの総額（税別）はセンター8,289円、日事連1,950円、単位会4,761円となる。特記事項等の基本部分の考え方は平成24年度と同様である。

（6）報告事項6．(有)日事連サービスの出資者及び役員の選出等の改善等に係る方針について

高津充良専務理事より、資料6に基づき次の説明がなされた。

これまで公益法人である日事連及び単位会は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（公益法人の指導監督基準）により、(有)日事連サービスの株を保有できなかったため、現在の(有)日事連サービスの出資者（株主）は、(有)日事連サービスの役員及び日事連のブロックを通じた単位会役員等である個人となっている。個人が株を所有していると、相続等により他人に株が移転する可能性があるため、その対策をとる必要がある。

また、(有)日事連サービスの設立の趣旨である、日事連構成員事務所に對する「建築士事務所賠償責任保険」の普及促進を図るため、(有)日事連サービスの役員は単位会等の意見を反映した役員選出の方法をとる必要がある。さらに、日事連と(有)日事連サービスとの連携を強化する観点から、(有)日事連サービスの経営のあり方等について、日事連としての改善案を以下のとおりとする。

①出資者については、株の相続問題を回避し、永続的、安定的な株の保有を図るため、法人としての日事連及び単位会とする。日事連14株・70万円、単位会（各単位会1株）46株・230万円。ただし、この4月までに新法人に移行できない4会については、暫定措置として(有)日事連サービスが保有し、新法人移行後に速やかに株を所持してもらう。また、単位会以外の者へ譲渡できないこととする。(有)日事連サービスは、原則として自社株を保有しないが、万が一単位会が日事連を退会する事態になった場合は、株を一時的に(有)日事連サービスに移管する。

②単位会が(有)日事連サービスに出資し、経営に参画するとの意

識を高めるとともに、役員の選出についてもブロックからの選出枠を設け、単位会と(有)日事連サービスの連携強化を図る。

③現在、ブロックより推薦を受けている株主への返還手続きを進める。

④ブロックが選出する3名の役員（取締役）候補者については、原則として単位会会長とする。ただし、日事連の現役員及び日事連役員退任後3年未満の者は対象外となる。

また、役員任期は2年だが、日事連役員の改選時期に合わせ、初年度に限り1年とする。

（7）報告事項7. 平成25年度主な会議日程（予定）について
事務局より、資料7に基づき平成25年度の主な会議の予定について報告がなされた。

（8）協議事項1. 平成25年度事業計画について

1）高津充良専務理事より、第60回通常総会議案書（平成25年度予算総会）に基づき、事業計画作成にあたっての基本方針及び常置委員会の所掌に属さない事項等について説明がなされた。

2）上記同議案書に基づき、各常置委員会委員長より平成25年度事業計画案の説明がなされた。

（9）協議事項2. 平成25年度収支予算について

高津充良専務理事より、平成25年度収支予算書説明書に基づき、平成25年度収支予算案について「一般会計」及び「適合証明業務登録機関特別会計」の各項目内容について説明がなされた。

これに関し、長崎会より次の意見が出された。

会費収入の予算について、単位会では会員増強の目標を毎年6.5%としているところだが、日事連の予算で1%増しか見込んでいないのでは、単位会のやる気がそがれかねない。もう少し会員増加率を増やした予算とした方が良いのではないか。検討をお願いしたい。

これに対し、高津専務理事より以下の趣旨の回答があった。会員増の見込みについて、ご指摘の点はよく理解できる。昨年度の予算では年間6.5%増という目標も既にあったので、年間を通して平均3%増という予算設定をしたが、実質そこまで

伸びず、目標とは切り離し、予算では現実的な数字とするべきではないかという議論もあった。

また、事前に会長、担当副会長及び総務・財務委員長にもこの原案を確認し、従来通り3%増とすべきか、現実的な数字にすべきか議論し、その結果、最終的に1%増の予算となった。

なお、会員増強の目標はあくまでも年間6.5%増であり、その達成に向けて取り組んでいきたい。

議長より、協議事項1及び2について諮ったところ、これを了承した。

■第8回財政検討特別委員会議事概要

日 時 平成25年3月29日（金）10:00～12:30

会 場 日事連会議室

出席者 委員長 三栖邦博

委 員 八島英孝、山下卓治、上野浩也、大内達史、
田端 隆、西村 武、宮原克平

事務局 北野、恩田、鈴木、前田、市川、赤土

1. 三栖委員長挨拶

三栖委員長から次の趣旨の発言がなされた。

耐震改修促進法の改正は、会員増強にもつながる機会であると考え。実際に東京会では会員が増加している。耐震改修義務化により建築士事務所の仕事は増加するので、耐震診断関連の講習会等、事務所協会で全国的に実施したい。また、副会長は他ブロックとの会員増強活動の情報共有化を図り、相互に協力して会員増強を推進してほしい。

2. 協議事項

事務局より

①収益事業の検討について

事務局より資料1によって説明がなされ、委員からは以下の意見等が出された。

○耐震診断ソフト、講習会、判定業務をセットで展開し収益を狙うべき。

○ブランド化したソフトを販売することで耐震改修促進法に関する業務を囲い込めるので、利益につながる。

○さいたま市では独自のソフトを作り、それを使うよう指定している。ソフトと講習会は直接リンクしているわけではないが、このソフトを使うためには（一財）日本建築防災協会（以下、建防協）の講習会を受講しなくてはならない。

○木造の耐震診断に関しては、本来、耐震診断の判定業務を事務所協会だけでできればよいのだが、三重会では随意契約等を事務所協会で行うために、市町村等を含め6団体で運営している。耐震診断ソフトの使用は会員限定で、建防協の講習会受講を義務としている。また、3年毎の登録更新としているので、その度に講習会を受講してもらい、定期的に登録事務所から登録料等の収入が発生している。

○ソフトのマニュアルを作る際、今回印刷配布した三重会のマニュアルを参考にすれば作りやすい。

既存の民間ソフトに手を加えると、著作権等の問題が生じる恐れがあるので新たに作る方がよい。

一度ソフトをつくった経験のある人に日事連版を依頼すればすぐ作れるであろうし、コストも抑えられると思う。

○エクセルの計算式で作るソフトなら、バグ等の心配はいらないので、メンテナンスはそれほど大変ではない。三重会では、ソフト使用のためのキーとプリントアウトのためのキーの2種を年間3千円でリースしている。会員事務所が耐震診断の際に使用するソフトを日事連版に指定し、確認検査機関でも同じソフトを使うことで、相当の収入が単位会にもたらされる。

○他の団体が名乗りを上げる前に、ソフト、講習会、判定機関のシステムを少しでも早く立ち上げなくてはならない。

○ソフトについては、簡易診断だけではなく精密診断や限界耐力、耐震補強まで含んだものにすれば、現実的に収入が見込める。

○既に独自の耐震診断ソフトを使っている、或いは作っている単位会が少なからずある状況で、全国統一で日事連版のソフトを作ったとしてどうなるのか。現状を把握するためにもアンケート調査をする必要があると思う。

○アンケートについては、単位会レベルでどのソフトを使って

いるのか。独自のソフトなのか、建防協のソフトなのか、民間のソフトなのか調べることで、市場に最も出回っているソフトを把握できる。判定機関との単位会の関わり方を調査することで、各県内での耐震診断業務における単位会の立場が把握できる。

○他のBIMや省エネ化住宅等の講習会については、教育・情報委員会で検討を進めてもらい報告してもらおう。

②会員増強の検討について

事務局より資料2によって説明がなされ、委員からは以下の意見等が出された。

○全国大会において、会員増加率の多い単位会に対し、表彰する規定を決めてはどうか。会員増強を競い表彰されることで、名誉になると思う。

○増加率で表彰するより、退会者がどれだけいて、その中でどれだけ新規増加できたかで比較しないと公平性がないのではないかと。

○頑張って新規会員を増やしているけれども、退会者がいると思うように会員数が伸びないような単位会も評価対象になるようにしてほしい。

○表彰基準については検討が必要。単位会が納得しやすい表彰基準を総務・財務委員会で作ってもらおう。

3. 今後の方針

協議の結果、今後の方針について以下のとおりとした。

①耐震診断ソフトについて、各単位会の現状とニーズを把握するためアンケート調査を実施する。

②会員増強で効果を上げた単位会を全国大会等で表彰するにあたり、表彰基準等を検討していく。

4. 次回委員会開催予定

平成25年5月22日（水）13：30～16：30

<配布資料>

資料1-1 （一財）日本建築防災協会への確認事項等

資料1-2 2012年改訂木造住宅の耐震診断と補強方法
一般診断法による診断プログラム概要について

資料1-3 三重会業務報酬算定書Ver. 1.00ソフト使

用上の注意

資料１－４、５ 三重会 木造住宅耐震診断マニュアル（２５年
度改訂版）

資料１－６ 兵庫会 木造住宅の耐震一般診断Ⅱ－Ver. １使
用マニュアル

資料１－７ 兵庫会 木造住宅の耐震精密診断Ⅱ（保有耐力診断
法）Ver. １使用マニュアル

資料１－８ 新たな研修会の企画に係る意向調査結果一覧表

資料２－１ 会員増強への取組みについての最終報告

資料２－２ 日事連単位会・会費調査集計表

■第３回基本問題検討特別委員会議事概要

日 時 平成２５年３月２９日（火）１３：３０～１６：５０

（特別委員は１４：３０から出席）

会 場 日事連会議室

出席者 委員長：三栖邦博 副委員長：八島英孝

委 員：泉谷良宏、岡本 賢、佐々木宏幸、宮原浩輔、
高津充良（欠席：北 泰幸）

特別委員：秋野卓生、浅野善治、河野 久
（欠席：富田 裕）

事務局：北野、吉田、鈴木、千浜

<配付資料>

資料１－１：社会資本整備審議会建築分科会 第５回建築基準制
度部会資料

資料１－２：社整審５月部会向け提出意見

資料２－１：民法（債権関係）の改正に関する中間試案（平成２
５年２月２６日決定）

資料２－２：意見書「民法改正中間試案が建築士業務に与える影
響についての検討

資料３－１：「（仮称）建築士事務所法」の検討状況について

資料３－２－１：他団体との意見交換の状況について

資料３－２－２：（仮称）建築士事務所法について（士会連）

資料３－２－３：「（仮称）建築士事務所法の提案」の提案内容に
ついて（日建連）

資料３－３－１：法形式を建築士事務所法とする理由

資料３－３－２：意見書「設計等の業に関する新制度につい
ての検討

資料３－４－１：「（仮称）建築士事務所法」に関するアンケー
トと事例提出ご協力のお願について

資料３－４－２：単位会アンケート集計結果（中間報告）につ
いて

資料３－５－１：住宅紛争処理支援センターの相談事例につい
て

資料３－５－２：無登録業務についての参考データ・トラブル
事例

資料３－５－３：無登録業務の事例（宮原常任理事からの資料
提供）

資料３－５－４：単位会からの収集事例（無登録業務・契約の
不備）

議 事

１．社会資本整備審議会の動向について

○社会資本整備審議会・建築基準制度部会の検討状況について、
宮原委員より資料１－１～１－２に基づき報告がなされた。

資料１－１は３月１８日に開催された第５回の制度部会の
資料の抜粋。木造建築関連基準等のあり方の検討状況、建築確
認・構造計算適合性判定制度の実態について報告された。次回
の制度部会でこれらの事項につき論点整理のために各委員で
意見提出を行うことになっており、資料１－２は宮原委員作成
の提出意見案である。建築確認・構造計算適合性判定制度の実
態等について次のような意見が出された。

・福岡では指定構造計算適合性判定機関が３つあるが、２つは
特殊なものしか扱わない。精査すればこのような例は多いの
ではないか。

・適判の対象範囲の見直しを意見として出すべきか。ルート２
が少ないのはルート２を避けて設計している場合も多いと
思われる。

・確認機関の審査能力の限界ということでルート２を構造適判
でみるようになった。必要ないと主張するにはそれ相応の理

由が必要。

- ・審査員の指摘のばらつきなどについてはどうか。
- ・指摘のばらつき等は以前に比べると少なくなった。
- ・意見案に「指定申請に対する不受理要件を明確にする」とあるが、「受理要件に該当するものは受理すること」を付け加えてはどうか。

協議の結果、宮原委員の意見案で了承され、意見案の2.

①に「受理要件に該当するものは受理すること」を追記することとした。この後、建築四会で意見のすり合わせを行い、意見提出をする予定であることが三栖委員長から説明され了承された。

2. 民法（債権関係）の改正に関する中間試案について

○資料2-1により高津委員より民法改正の中間試案が公表され、パブリックコメントが開始される予定であること、国交省より建築設計・監理の観点からの意見照会があったことなどが説明された。また資料2-2により秋野委員より民法改正が建築士業務に与える影響について説明された。民法改正中間試案についての次のような意見が出された。

【第2 委任者の自己執行義務について】

- ・事前に包括同意すればよいことになるか。
→契約書に明記を求められるのではないか。
- ・設計事務所にとっては構造、設備を他事務所に委託するのは普通のこと。ここまで厳しくする必要はあるのか。
- ・建築士法では一括再委託を禁じているが分割しての再委託は禁じていない。この改正が実現すると建築士法と矛盾してしまうのではないか。
- ・「委託者の許諾得たとき」とはどの程度の具体性が求められるのか。
- ・契約はその業態によって異なっている現状に鑑み、民法ではあまり細かく決めるべきではないということが基本意見ではないか。

○議論の内容を参考に国交省へ意見提出を行う旨、高津委員より説明された。

3. （仮称）建築士事務所法の推進の協議等について

○議事に先立ち、かねて八島副委員長より事務所法について主査的な方を決めて進め、今後のとりまとめを責任をもってまとめていってはいくかとの意見が出されていたが、三栖委員長より今後八島副委員長を主査として進めていってはいくかという提案がなされ、了承された。

【他団体等との意見交換の状況について】

○資料3-1～3-2-3により他団体との意見交換の状況について高津委員より説明された。

おもな内容は以下のとおり。

- ・施工関係の団体として全建総連と3/8に意見交換を行い、今後も継続的に意見交換を行っていくこととした。士会、JIAとは「三会意見交換会」を設置して三会の意見のすり合わせを行っていくこととし、3/26に「無登録業務について」をテーマとして第1回の意見交換会を開催した。

・国会議員との意見交換

2/20に自民党建築設計議員連盟総会が開催され、事務所法の制定を要望した。自民党建築設計議員連盟の勉強会をつくって検討していくこととした。

【新法制度の必要性についての検討】

○法形式を「建築士事務所法」とする理由について資料3-3-1により河野委員より説明された。現建築士法に新たな提案を付け加えると建築士法は単なる資格法ではなく業法の色合いが濃くなり、法律の題名と内容に乖離が生じることなどから新たな法律とすることが妥当であることなどが説明された。

○秋野委員より資料3-3-2により建築士法の立法時から事情の変更、新たに提案する制度と資格制度とは不整合であることなどにより、新制度は建築士法の改正ではなく、新規に立法すべきであることなどが説明された。

○新法制度の必要性について次のような意見交換を行った。

- ・医療法と医師法が分かれているのは医療にはたくさんの資格者がかわっているからである。建築士法は建築士のみであるので、医療法等とは比較しない方がいい。

- ・建築の設計・監理業務の主体は誰になるのかがはっきりしないのが問題である。医療行為は医師が行うが医療自体の主体は病院。患者は病院から医療を提供されている。建築士が建築士事務所において行った設計・監理業務に瑕疵があったときの民事責任は誰が負うのか。建築士が負うというのであれば建築士法の改正でいい。契約上の責任であるからまずは建築士事務所に責任があるというのが今回の提案である。
- ・責任の主体はケースによって違うのではないか。
- ・資格者が問われるのは基準法上の責任。契約があれば契約の当事者である事務所が責任を問われる。
- ・今の議論は資料3-3-2のP. 3 (3) の検討に集約されるのでは。現制度は資格制度を中心として登録制度を定めたものであり、提案する新制度は建築士の使用を問わず設計等を行うすべての事業者に登録義務を課すものである。また、P. 4にあるように資格制度より業規制の方が広くなるときに、別途業法が定められているものと思われる。

【単位会の意見集約】

- 資料3-4-1～3-4-2により単位会の取組状況、意見集約の中間状況が事務局より報告された。
- ・2/25に単位会に会員への周知の状況、他団体への働きかけの状況、提案内容についての会員、他団体の意見についてのアンケートを依頼。現在28単位会からの回答が寄せられている。

【立法事実の整理について】

- 資料3-5-1～3-5-4によりトラブル事例の収集状況、参考データの整理等について事務局より報告された。住宅紛争処理支援センターの相談事例についてはフリーワードでの検索は可能であるが事例そのものをみることはできないこと、相談事例、判決などからの無登録業務のトラブル事例、単位会アンケートからの「無登録」「契約」に関するトラブル事例の収集状況などが説明された。

【今後の進め方について】

- 今後の進め方について八島副委員長より、現在いろいろな団

体と交渉しているが、議連では三団体がまとまらないと進められないといわれている、スケジュール等提案して戦略的に話を詰めて提案する10項目を了解してもらわないといけないとの意見が出された。

協議の結果、三会意見交換会では今回提案の10項目について逐次的に意見交換を行っていくこと、提案項目の10項目について三会で合意できるところを詰めていくようにして進めていくこととした。

4. その他

次回委員会日程 平成25年5月22日(水)

9:30～12:30

※特別委員 10:30～12:30

■第3回広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成25年4月22日(月) 14:00～16:00

会 場 日事連会議室

出席者 委員長・富岡 学、副委員長・上原 伸一

委 員・高橋 清秋、池田 修平、中元 伸夫、高橋 宏、
丸川眞太郎、上妻 建生

欠 席 担当副会長・西村 武

事務局 高津充良、前田敏明、戸谷泰子、三浦知子

<配付資料>

資料1：平成25年度共同要望項目について

資料2：平成25年度建築士事務所キャンペーン事業について

資料3：平成24年度事業報告(案)

資料4：平成25年度「日事連」台割表

参考1：平成24年度要望書

参考2：平成24年度キャンペーン結果集計表

議 事

1. 平成25年度共同要望項目の決定について

事務局より資料1にて、事前に委員から出された意見により、前年度の要望項目を基に追加・削除・修正について協議を行った結果、平成24年度の4項目に以下の修正を加え、平成25年度共同要望項目とすることとした。

- すべての骨子文章内の「公共建築物」から「公共」の文字をはずし「建築物」とするが、説明文内は「公共建築物」のままとする。

本要望運動の要望先は地方公共団体であり、「公共建築物」に関する要望であることが明らかである。また、民間団体へ地方公共団体に準じてもらうよう、要望を行う際にも参考に使用し易くする。

- 4項目の文章内の文言を統一する。

また、最低制限価格制度の導入に関する項目の追加について協議した結果、単位会により実情が異なるため、必要と思われる単位会独自で要望した方が効果的ではないかという結論となり、共同要望項目には加えないこととした。

その他、地元建築士事務所の活用・事務所協会会員への評価等が追加項目として挙げたが、検討した結果、必要に応じて単位会での要望項目に加えていただくこととした。

平成25年度共同要望項目は、以下の4項目に決定し、修正した文章は後日事務局より委員に送付し、委員長承認のもと常任理事会に諮ることとなった。

- ・建築物の設計・工事監理業務の発注に際しては新業務報酬基準によること
- ・建築物の設計・工事監理業務の設計者の選定に際しては価格以外の要素を考慮すること
- ・建築物の設計・工事監理業務の発注に際しては賠償責任保険への加入を条件とすること
- ・建築物の設計・工事監理業務の設計者の選定に際しては「建築CPD情報提供制度」の実績を活用すること

- 2. 平成25年度建築士事務所キャンペーン実施要項（案）について

事務局から資料2により、平成25年度建築士事務所キャンペーンの実施について説明を行った。

配付資料について、従来配付していた「耐震診断とは？」と「誰でもできるわが家の耐震診断」は作成しないこととしたが、単位会にアンケート調査を実施したところ、必要との回答がそれぞれ9単位会ほどあったため、在庫がある限り対応

することとした。

各単位会におけるキャンペーン実施の情報収集及び他単位会への情報提供として、参考2の平成24年度キャンペーン結果集計表を基に協議を行った。単位会での負担があまりかからないよう考慮し、単位会で独自に設定したテーマ、集客に効果のあったこと、ホームページへのリンク、決算金額、会員増強活動の効果を追加することとした。

平成25年度建築士事務所キャンペーン事業実施要項については案のとおり了承された。

- 3. 平成23年度事業報告（案）について

事務局から資料3により平成23年度事業報告（案）について説明をし、了承された。

主な項目は（1）建築士事務所キャンペーンの実施、（2）共同要望運動の実施、（3）会誌編集に関すること、（4）ホームページを活用した広報活動、である。

- 4. 会誌編集専門委員会報告

事務局から資料4により今後掲載予定の会誌「日事連」の特集・掲載記事等について報告を行った。

委員より会員増強活動についての情報を頻繁に提供する必要があるとの意見がだされ、積極的に取材し掲載できるよう準備することとした。

また、事務所法の啓蒙のため、議員連盟の動き等を少しずつ掲載した方が良いとの意見もだされ、今後検討することとした。

次回委員会

平成25年10月15日（火）14:30～16:30

■第3回 業務・技術委員会議事概要

日時 平成25年4月23日（火）14:00～16:30

会場 日事連会議室

出席者 委員長：泉谷良宏 副委員長：佐々木宏幸

委員：相場 博、荻原幸雄、遠藤正幸、姉川博則、河野良輔、南 孝雄

事務局：高津、北野、前田、吉田、鈴木、千浜

{配付資料}

- 資料1 : 平成24年度業務技術に関する事業報告(案)
- 資料2-1 : 「JAAF-MST2013」の単位会参加登録、講習会日程等一覧表
- 資料2-2 : 「JAAF-MST2013」維持管理ワーキンググループの設置について(案)
- 資料3 : 既存住宅インスペクション・ガイドライン検討会関係資料
- 資料4 : 構造技術専門委員会関係資料
- 資料5 : 耐震診断・改修設計に係る業務報酬の算定方法の検討体制等資料
- 資料6 : 光ファイバー普及推進協議会一建築物情報化ガイドブック編集協議会の委員推薦依頼文書
- 資料7 : 天井脱落防止措置及びエレベーター等の脱落防止措置に係る建築基準法施行及び関係省令の一部改正案等について
- 資料8 : 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案等について
- 資料9 : 民法(債権関係)の改正に関する中間試案

議 事

1. 協議事項

(1) 当委員会に係る平成24年度の事業報告について

○平成24年度の業務・技術に関する事業報告について、資料9に基づき事務局より説明し、協議した結果、原案のとおり承認した。

○事業報告に書かれている四会契約書類の使用状況について参考各委員へヒアリングしたところ、同書類は、内容が細かすぎて、施主に詳細な説明をしなければならないことや、委託内容に沿ってやっていないとクレームがきてトラブルになる場合も考えられ、設計者側が保護されないのが大まかに書いてある方が扱いやすいこと、小規模建築物は注文書でやりとりをしていること、また非木造の建築物を対象にした場合は、プロセスを踏まえるため、四会契約書を使用している等の状況がわかった。

2. 報告事項

(1) 建築士事務所のマネージメント支援ツール「JAAF-MST2013」の完成に伴う講習会の実施状況及び今後のソフト維持管理のためのワーキンググループの設置について

○「JAAF-MST(ジャーフォーマスト)2013」の完成に伴う講習会の実施状況について、資料2-1により事務局より報告した。また、1年後のソフトのバージョンアップ及び維持管理を行うため、維持管理ワーキンググループを設置することについて、事務局より資料2-2に基づき説明しこれを了解した。

(2) 国の既存住宅インスペクション・ガイドライン検討会の報告について

○3/12第3回既存住宅インスペクション・ガイドライン検討会が開催され、資料3に基づき同検討会に出席している荻原委員より報告された。

・同検討会は再度4月に開催し、ガイドライン(案)をまとめる予定である。

・一次現況検査(検査人は資格を限定していない)を踏まえて、詳細検査として二次現況検査・診断(建築士等)を実施することになっているが、一次と二次で検査内容が異なるとトラブルになるのではないかと

等の意見を荻原委員が検討会へ提言してきている。

・中古住宅の流通とともに、インスペクション業務は広まっていくことが予想され、日事連としてもインスペクターの養成を行う体制を作っていく必要がある等が話し合われた。

(3) 構造技術専門委員会の検討状況について

○2/4構造技術専門委員会を開催し、資料4に基づき事務局より構造設計Q&A集の改訂版の検討状況について報告をした。

(4) 業務報酬基準ワーキンググループの検討状況について

○国土交通省からの要請により、耐震診断・耐震改修に係る業務報酬基準の策定に向けた業務量等の実態調査を行うことになり、業務報酬基準策定委員会の構成、検討内容及びスケジュール等について、同委員会に出席している佐々木副委員長より報告された。業務量実態調査の調査項目(案)等に対しては、業

務報酬基準ワーキンググループにおいて、日事連の意見をまとめるための作業を行っている。

(5) 光ファイバー普及推進協議会—建築物情報化ガイドブック編集協議会の委員推薦依頼について

○NPO法人光ファイバー普及推進協会において、建築物の情報通信配線に関して、消費者、建築業界、及び住宅設備業界等の情報共有を図るため、「建築物情報化ガイドブック」を発刊することになり、同ガイドブックの発刊に向けて、編集協議会を発足させることに伴い、委員推薦の依頼が同協会から日事連へ依頼があった。推薦にあたっては、東京会に適任者を推薦してもらうよう進めたい旨、事務局より報告された。

(6) その他

①天井脱落防止措置及びエレベーター等の脱落防止措置に係る建築基準法施行令及び関係省令の一部改正案等について

・同措置に係る建築基準法施行令及び関係省令の一部改正については、意見募集が終了し、平成25年5月公布、平成26年4月施行予定であることを事務局より資料7に基づき報告した。

②建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律案等について

・同法律案については、平成25年3月8日に閣議決定し、今秋以降に施行され規制が強化される予定であることを事務局より資料8に基づき報告した。

③民法（債権関係）の改正に関する中間試案について

・法務省より「民法（債権関係）の改正に関する中間試案」に関する意見募集がだされ、6月17日まで受け付けていることを事務局より資料9に基づき報告した。試案では、特に再委託する際の要件が明文化され、再委託する場合は委任者の許諾を得る必要が出てくる旨、報告し意見交換を行った。

次回委員会

平成25年9月25日（水）14:00～16:30

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更等になることがございますのでご了承ください。

平成25年

7月 4日 五会会長会議

5日 事務局連絡会議

8日 公共建築設計懇談会

12日 建賠保険等調査専門委員会

平成25年度の第37回建築士事務所全国大会（三重大会）は、伊勢神宮の式年遷宮に合わせて、平成25年8月9日（金）に三重県伊勢市で開催いたします。

■第3回日本建築士事務所政経研究会役員会議事概要

1. 日 時 平成25年3月7日(木)
11:00~12:30

2. 場 所 日事連会議室

3. 出席者 ○印は出席者

会 長 ○八島 英孝(福岡)
幹 事 長 ○山下 卓治(鳥取)
会計責任者 ○上野 浩也(京都)
職務代行者 ○北野 芳男(日事連)
幹 事 ○西村 武(北海道)
○田畑 光三(福島)
○大内 達史(東京)
○宮原 克平(埼玉)
○田端 隆(三重)
○朝岡 市郎(愛知)
○泉谷 良宏(奈良)
○富岡 学(香川)
○後藤 明夫(宮崎)

(特別出席) 日事連会長 ○三栖 邦博(日事政研相談役)

事 務 局 ○市川 貴之

4. 議長

八島会長

5. 議事録署名人

八島会長、宮原幹事

6. 議事

議事に先立ち、八島会長より、昨年末の政権交代を経て様相が大きく変わった。再び自民党建築設計議員連盟との関係が強化され、本年2月には約3年8ヵ月ぶりに議員連盟の総会も開催された。建築士事務所法の勉強会を設置することも決まり、これから人選等についても検討を進めていく必要があり、また議連の役員についても額賀会長及び山本事務局長等にご相談しながら見直しを図っていきたいと考えている。これから事務所法を軸と

して政研の活動も忙しくなるが、当初の所信表明で申し上げたとおり、幹事による全員野球の形で皆さんのご協力を得ながら活動を進めていきたいと思うので、よろしくお願ひしたい旨の挨拶があった。

(1) 平成24年度事業報告及び同収支決算について

八島会長から、事業報告及び収支決算は関連があるため、一括して協議することとしたい旨の発言があり、続いて事務局から、資料1及び資料2により、平成24年度事業報告及び同収支決算について説明がなされ、八島会長が幹事に諮ったところ、異議なく了承されたため、来る3月28日開催予定の通常総会に上程することとした。

なお、寄付金及び政経フォーラム会費の件については、未納分を順次納入してもらっている状況にあるが、金額的にはまだ大きなものであるため今後も引き続き、当該単位政研・単位会への納入を要請していくこととした。

(2) 平成25年度事業計画(案)及び同収支予算(案)について

八島会長から、事業計画(案)及び収支予算(案)は関連があるため、一括して協議することとしたい旨の発言があり、続いて事務局から、資料3及び資料4により、平成25年度事業計画(案)及び同収支予算(案)について説明がなされ、八島会長が幹事に諮ったところ異議なく了承されたため、通常総会に上程することとした。

【平成25年度事業計画】

- ①日事連の施策の支援推進
- ②関係国会議員との連携
- ③単位会による政治団体の設立促進

(3) 平成25年度第41回通常総会の運営について

事務局から、資料5により、来る3月28日(木)に開催予定の平成25年度第41回通常総会の運営方法(案)について説明があり、協議の結果、説明者及び役割分担

等の運営方法について原案どおり了承された。

(4) その他

事務局から、自民党建築設計議員連盟の状況について、平成25年2月末時点において、衆議院68名、参議院12名の計80名の議員が加盟している旨の説明がなされた。

(配布資料)

前回議事録

資料1 : 平成24年度事業報告

資料2 : 平成24年度決算書

資料3 : 平成25年度事業計画(案)

資料4 : 平成25年度収支予算書(案)

資料5 : 平成25年度第41回通常総会の運営について

参 考 : 自民党建築設計議員連盟名簿(平成25年2月27日時点)

〃 : 日事政研会則